

景観条例（仮称）検討委員会（第2回準備会） 委員発言要旨

< 条例骨子素案、施策方針について >

（門内座長）

- ・各主体の責務について事務局でまとめられているが、抜けている点などあれば。

（北村委員）

- ・抽象的なまとめとしてはこれで良いかと思う。事務局へ質問したいが、公共施設管理者・事業者としての項目は、府が事業を行う場合のことだと思うが、市町村の公共事業に関してはどう考えるのか。

（事務局）

- ・府が策定した指針等を参考にして貰えば良いと考える。強制するものではない。

（北村委員）

- ・市町村が行う公共事業に対しても何らかの強制的な事項は必要ではないかと考える。市町村の役割責務として、「全体の景観形成の主体」と書いているが、これは市町村自身が公共事業を行う際に景観に配慮しなさいということではない。この点は付け加えても良いのでは。

（門内座長）

- ・景観法では道路や河川を公共施設の対象としているが、一般的には小学校なども公共施設に含む。京都府の施策の方向性の部分には、「公共事業実施、管理時」となっており、公共事業を実施していく立場として、としなければ、少し対象が狭まってしまう。
- ・今後、PFI事業も増加し、公共と民間が入り交じってくるが、これらのコントロールも必要である。
- ・市町村だけではなく、国の事業、PFIも含め広げて考えていくことが重要である。

（栗山委員）

- ・一番重要なのは、市町村の役割。景観施策の基本は市町村が担う。
- ・地域の府民、NPOと直接関わったり、地域の情報を最も集約しているのは市町村である。府内の市町村間の力の差は大きいですが、その差をサポートするのも府の役割では。
- ・府とNPOが直接やりとりし、市町村が抜けてしまうと、特に景観形成活動に関しては取組が根付かない。
- ・市町村の役割に重点を置き（市町村が景観行政団体を基本とする。）それに府は手厚い支援をし自立をしていってもらうことが大事。
- ・各主体の役割がはっきり分かれているが、実際はこのように明確ではない。事業内容をイメージして書く必要があるのでは。

（門内座長）

- ・府が、府民や事業者へ支援していく際にも、市町村がかむという形。
- ・府からの市町村への支援と府民への支援が連動して動いていく、という書き方が良い。

（栗山委員）

- ・隣接する市町村間の川、山などの調整は単一の市町村だけでは難しい。こういった調整も府の役割。

(千振委員)

- ・地方都市では、開発、まちづくり、活性化ということで、再開発などでも高層建築物を建てるという方向。
- ・こういった開発が発表されて、はじめて「えらいことだ」となる。例えば、広島原爆ドーム周辺で44mのマンション計画が持ち上がったが、市の景観条例には、色、デザインの規制はあったが、高さに関する規制が抜けていた。尾道では、開発業者から土地を買い取った事例もある。
- ・計画が出てきたときに、行政は、「先頭に立って守っていく」という立場と、「活性化のため開発支援する」という立場がある。行政の部署によっても考え方が異なる。
- ・例えば、京都府景観センターのような場で、部局間あるいは府民、団体間の考え方あるいは利害の調整をする、こういったことも府の役割では。
- ・もう一つは、気付いていないものに対して、外部からの目も含め、市町村の啓蒙、働きかけを早い段階からできれば、行政の無駄なコストも省けるのでは。

(深町委員)

- ・森林や河川の景観を考えた場合、府県界も含め、行政区域が変わると風景が一変する場合がある。
- ・国の有している財産も府の財産であり、国にもはっきり物申していくということを明確にした方がよい。

(門内座長)

- ・アクションプランの議論の中でも、総合的推進体制を掲げた。条例との関係はどうなっているのか。必ずしも条例に入れなくても運用していく中で考えていくこともできると思うが。

(事務局)

- ・実施していく施策、取組をすべて条例に入れていく必要はなく、重要な部分について条例に入れていく。条例の精神を汲んで臨機に運用していく部分もあると考える。

(門内座長)

- ・景観とは何か、良好な景観とは何か、ということは、公共性の問題と深く関わっている。条例では景観のディフィニション(定義)の中で書き込んでいけばよい。

(門内座長)

- ・特徴的景観に関して、条例には入っていないが。

(事務局)

- ・条例にも反映するよう検討する。

(杉原委員)

- ・景観に関しては、現状のまま推移したらどのような問題に直面することになるか、という危機認識を明確にして、もっと先導的に市町村、府民、NPO、事業者を今回の条例制定でリードしていく、という京都府としての意思をはっきりすべき。
- ・条例をつくって何がかわるのか、ということが見えてこない。何をどうしたいのかははっきりさせないといけない。
- ・具体的には、市民の力をもっと育てないと、いくら行政ががんばっても行政主導からは脱却できな

い。府がまちづくりのセンター（例えば、大阪府や大阪市の施設をやすくNPOに提供している事例）を作って、NPOや府民の活動を支援してほしい、ということの日頃強く思っている。

- ・民都機構が公益法人を通じて住民参加型まちづくりを支援するという制度もあり、府がこういった組織を作ってもらいたい。

（谷口委員）

- ・まちづくりはテーマも広いため、行政も部局を跨いで協働で支援していくという機能が欲しいところ。振興局単位がよい。ただ、景観に特化した機能では、横の連携も取りにくいので、この問題に関しては、行政内部でも議論してもらいたい。
- ・府民、市民が力を付けていく第一歩は、京都府で生まれ育つ子供達が、景観や広くまちづくりにどれだけ関心を持てるか、あるいは、関心を育てることができるか、ということ。啓発、人材育成として、景観教育という言葉があるのかどうかはわからないが、教育分野に関する施策も入れて貰いたい。

（門内座長）

- ・言葉としては、啓蒙などいろいろな形では入っているが、条例全体として、どういうメッセージを発信していくか。
- ・府全域で考えると、京都市はがんばっているが、それ以外では、農山漁村の文化的景観や自然景観が壊れてきており、今回、強く押し出していく必要がある。
- ・景観は、一般的には美顔術的な側面で捉えられがちであるが、本当は、人々の眺めを介して産業、生活等を考えるきっかけになる、という理解が進んでいない。
- ・何気ない日常の中にも景観の価値がある。景観の価値は日常気付かないが、失われて初めて気付くというもの。府内にある景観資源を掘り起こし、そのことを通じて景観の価値を共有していく、それを守るためには、府、市町村、府民といった分担ではなく、総合的・一体的に問題を考えないといけない。
- ・条例全体として、どういったメッセージを出していくかが大事。

（杉原委員）

- ・条例の前文あたりで、府が何を考えて、どうしていきたいか、をきっちり書き、府民や行政職員に対してしっかり発信していくべき。

（門内座長）

- ・京都府だけ条例項目に「目的」がない理由は？

（事務局）

- ・前文で書き込むこととしている。
- ・前文とは何かという技術的議論がある。前文には、条例制定に至った背景などを書く。通常であれば法令には目的規定があるが、前文には目的も書くのが通例であり、国の前文規定がある法令は教育基本法などわずかであるが、目的規定を置いていない。京都府の条例でも前文があるものがあるが、そのほとんどが目的規定がない。

（北村委員）

- ・前文と目的規定についてはそれで良いと思う。
- ・横断条項的な規定を置いて、「京都府が全ての施策を行う際に景観について配慮する」といった規定を置いた場合、裁判の際には大きな意味を持つことになる。目的規定として入れるかど

うかは別として、前文以外のところに何らかの形で規定する考えもある。前文は格調が高いものになってしまうので、その部分の記述内容から、何かをやらなければならないとなったり、裁判で追求されるなどにはならないが、責務や基本理念の中に目的に近いものを入れることは可能。

(千振委員)

- ・国土交通省のデータでは平成27年に世帯数のピークを迎えるが、こういった状況下で、景観の観点から規制を強化しすぎると未利用地の管理ができなくなり、環境・景観の悪化、地域の安全の悪化などが懸念される。
- ・国土交通省のインターネット調査では、2030年前後に住みたいのは地方の町村及び地方の中核都市周辺という回答が多かった。特に40代にこういった願望が多い。地域活動への参加意向も5割を超えている。
- ・前回、生活景という言葉も出たが、これは府民を中心に考えている。景観まちづくり塾という提案もあったが、これは、地域の住民を中心に考えていると思うが、全国に発信していき、人を呼び入れることも大事である。例えば景観センターなどを作り、生活景を作っていく仕組みなどは府として支援してもらいたい。

(門内座長)

- ・都市計画でもエリアマネジメント(個々の建物だけではなく面で考える。)の考え方がある。
- ・大手町、丸の内、有楽町が有名であるが、根本の発想は地域間競争であり、互いに切磋琢磨していこうという思想である。
- ・昔は「景観で飯は食えない」と言われていたが、最近は「景観で飯が食えそうだ」と言われている。生活景の向上は、ブランドイメージや個性を高め、これが府を輝かしていく。
- ・他の府県に倣って府も条例を作る、ではなく、地域間競争時代の中で、他にはない京都府固有の価値を磨いていくという位置づけが必要。

(栗山委員)

- ・世界にいても、京都はアピールできる。京都は外の目を意識してきたし、京都の美しい風景を発見してきたのは外国人である。京都市の越畑の景観は今では有名であるが、当初の情報発信は外国人であった。
- ・京都は外国に通用するブランドであり、これに府は責任を持つという観点から、国への要請など含め、条例で明言してもらいたい。

(門内座長)

- ・風景や景観は意外と発見されておらず、特に自分の膝元の景観を発見することは難しい。
- ・発見には、客観的に少しずれた視点が必要であり、これは、自分自身を見つめることでもある。
- ・府内の豊かな景観資源を発見、発信していくことが重要。

(深町委員)

- ・農山漁村などの文化的景観は、それがどうしてできたか、誰が支えているのか、といったメカニズムを理解することが必要であり、こういったシステムで景観が成立するという理解、さらにこういった思想が伝わってくるような条例を作ってもらいたい。

(門内座長)

- ・府内には住み手がいなくなり、景観が壊れているところもある。こういった場所には観光等を

取り入れた景観を持続させる仕組みが必要であり、こういった観点も条例に盛り込む必要がある。

(杉原委員)

- ・資産登録制度であるが、登録したあとのメンテナンスが大変である。
- ・登録することだけが目的でよいのか。むしろ、登録後の活用のイメージや維持管理の仕組みを考えておく必要がある。
- ・府下には古民家などよい資産がある。登録も大事であるが、登録後のフォローをしっかりとってもらいたい。

(栗山委員)

- ・伝統建築の保存活用マネージャー養成講座を実施し、2年目になる。30人の枠に対し、全国から200人の募集があった。
- ・景観アドバイザーには、いいものを見つける能力とともに、継続して資産を保存、活用していただける人材が必要である。
- ・こういった観点から、ソフト事業としての人材育成、景観教育に力を入れる必要がある。

(門内座長)

- ・情報共有の中から発生する府民間の自発的アクションに府が後押し、支援する。
- ・何かを組織しなさい、そこにお金を付けます、ではきりがなく、予算がなくなれば潰れてしまう。
- ・景観形成の仕組み全体を工夫しなければならない。

(山仲委員)

- ・景観の問題には、音や光の問題も入ってくるのか。
- ・条例骨子素案前文で「里山や農山漁村等の文化としての景観」とあるが里山、農山漁村だけでいいのか。「京都府の美しい景観」の美しいという表現が適切か、再考されたい。

(門内座長)

- ・五感に訴え、五感で感じる景観が大事。

<地域別意見交換会企画について>

(谷口委員)

- ・地域毎にパネルディスカッションやラウンドテーブル形成で実施し、それを聞いてもらうという形式が良い。
- ・誰に参加してもらうか(参加のデザイン)が重要になってくる。関心のある府民は来てください、だけではなく、関心の無い人でも重要な人を連れてくることも大事。
- ・庁内関係課や環境NPOなどにも呼びかけ、景観をきっかけとして各活動を繋げてもらいたい。
- ・動員数ではなく、誰を呼ぶかが重要。

(杉原委員)

- ・条例の説明会だけでは意見もでないであろう。
- ・平日1.5時間では何もできない。意見交換会の時間設定にも工夫が必要ではないか。

(門内座長)

- ・ラウンドテーブルで、回りに傍聴人が座るとい形式もある。
- ・市町村の担当職員やNPO、事業者など様々な立場を呼ぶ方がよい。
- ・市町村、振興局とも一緒に考え、動いた方がよい。

(深町委員)

- ・これを機会に、振興局との協力体制も構築してほしい。

(栗山委員)

- ・局内の良い景観資源リストを作っておくなど、参加者にもPRし渡せる資料を用意しては。

<その他>

(門内座長)

- ・会議資料については、事前に配布し、目を通してから会議に参加できるようにしてもらいたい。
- ・各委員で事務局への資料作成の要請があれば、事務局まで連絡願う。

(事務局)

- ・次回委員会は、7月28日(金)午前9時30分からルビノ京都堀川で予定している。
- ・あらかじめ、資料送付させていただく。



会議風景